一般国道40号	北海道天塩郡幌延町元町51番１から同郡豊富町字上サロベツ477番２まで
一般国道228号	北斗市中野通４から同市柳沢33まで
一般国道333号	北海道常呂郡佐呂間町字中園302番４から北見市北陽国有林網走東部森林計画区網走中部森林管理署2235林班と小班まで
一般国道337号	江別市美原1140番２から同市美原454番４まで
一般国道450号	北海道上川郡上川町字天幕191の４から同町字上越国有林上川南部森林計画区上川中部森林管理署93林班わ小班まで
一般国道450号	北海道紋別郡遠軽町白滝129番６から同町旧白滝国有林網走西部森林計画区網走西部森林管理署117林班わ小班まで
一般国道452号	芦別市旭町60番３から同市旭町142番14まで
一般国道452号	芦別市北１条東１丁目17番から同市本町14番２まで

2　指定する期日　平成22年４月１日

車両制限令（昭和36年政令第265号）第３条第１項第３号の規定に基づき、通行する車両の高さの最高限度が4.1メートルである道路を下記のとおり指定し、併せて、同令第10条第１項の規定に基づき、当該道路を通行する高さが3.8メートルを超え4.1メートル以下の車両の通行方法を下記のとおり定める。

平成 22 年２月 26 日

北海道開発局長　関　　克己

1　指定する道路の路線名及び区間

次表のとおり

路線名	区間
一般国道５号	北海道寿都郡黒松内町字東川から同町字白井川まで
一般国道38号	赤平市字豊里66番10から同市茂尻元町北６丁目45番１まで
一般国道40号	名寄市字智恵文1900番35から北海道中川郡美深町字美深666番10まで
一般国道40号	北海道天塩郡幌延町元町51番１から同郡豊富町字上サロベツ477番２まで
一般国道228号	北斗市中野通４から同市柳沢33まで
一般国道333号	北海道常呂郡佐呂間町字中園302番４から北見市北陽国有林網走東部森林計画区網走中部森林管理署2235林班と小班まで
一般国道337号	江別市美原1140番２から同市美原454番４まで
一般国道450号	北海道上川郡上川町字天幕191の４から同町字上越国有林上川南部森林計画区上川中部森林管理署93林班わ小班まで
一般国道450号	北海道紋別郡遠軽町白滝129番６から同町旧白滝国有林網走西部森林計画区網走西部森林管理署117林班わ小班まで
一般国道452号	芦別市北３条東１丁目12番４から同市旭町142番14まで
一般国道452号	芦別市北１条東１丁目17番から同市本町14番２まで
北海道横断自動車道黒松内釧路線	北海道中川郡本別町共栄53番３から北海道十勝郡浦幌町字栄穂90番１まで

2　指定する期日　平成22年４月１日

3　通行方法

１の道路を通行する高さが3.8メートルを超え4.1メートル以下の車両は、次の通行方法によらなければならない。

①走行位置の指定	トンネル等の上空障害箇所では、車両又は車両に積載する貨物が建築限界を侵す恐れがあるので、車線からはみ出さないよう走行するとともに、道路に隣接する施設等に出入りするためやむを得ず車線からはみ出す場合は、標識や樹木等の上空障害物に接触しないよう十分に注意すること。
②後方警戒措置	後方車両に対し十分な車間距離を取らせ、交通の危険を防止するため、横寸法0.23メートル以上、縦寸法0.12メートル以上（又は横寸法0.12メートル以上、縦寸法0.23メートル以上）の地が黒色の板等に黄色の反射塗装その他反射性を有する材料で「背高」と表示した標識を、車両の後方の見やすい箇所に掲げること。
③道路情報の収集	道路の状況は、工事の実施等により変化することがあるので、あらかじめ道路情報を収集し、上空障害箇所のないことを確認の上走行すること。

公　告

諸　事　項

捜査特別報奨金に関する公告

次のとおり捜査情報提供者に対して捜査特別報奨金を支払います。

なお、捜査情報提供者についての秘密は、厳守されます。

平成 22 年２月 26 日

警察庁刑事局長　金高　雅仁

1　対象事件

平成20年５月17日、滋賀県近江八幡市牧町で認知された「琵琶湖岸におけるバラバラ殺人・死体遺棄事件」

2　捜査特別報奨金の支払の対象として指定する行為

１の事件に関する被疑者の検挙又は事件の解決に結び付く情報を７の情報の受付部署に提供すること。

3　上限額　300万円

4　支払の要件

２の行為をした者の中で、被疑者の検挙又は事件の解決への寄与の度合が大きいと警察庁刑事局長が認めた者に対して、３の金額の範囲内で、警察庁刑事局長が当該寄与の度合に応じて相当と認める金額を支払う。ただし、対象者が複数ある場合には、それぞれの寄与の度合に応じて、３の金額の範囲内で分割して支払う。

なお、その余については、民法（明治29年法律第89号）の規定による。

5　応募の期間

平成22年２月27日から平成23年２月26日まで（必着）

ただし、郵送による場合は、応募期間最終日までの消印は、有効とする。

6　支払の除外事由

次に掲げる者に対しては、捜査特別報奨金の支払は行わない。

⑴　被疑者の検挙又は事件の解決の時点で匿名であるなどのため特定できない者

⑵　警察職員及びその親族

⑶　共犯者、当該情報を入手する過程において犯罪行為その他公共の安全と秩序を害する行為を行ったと認められる者その他捜査特別報奨金を支払うことが不適当であると警察庁刑事局長が認めた者

7　情報の受付部署

〒523―0892　滋賀県近江八幡市出町370番地

滋賀県近江八幡警察署「琵琶湖岸におけるバラバラ殺人・死体遺棄事件捜査本部」

電話0748―32―0110　内線570・571

ＦＡＸ0748―32―7388

フリーダイヤル0120―32―0027

滋賀県警察ホームページ

（http://www.pref.shiga.jp/police/）

捜査特別報奨金に関する公告

次のとおり捜査情報提供者に対して捜査特別報奨金を支払います。

なお、捜査情報提供者についての秘密は、厳守されます。

平成 22 年２月 26 日

警察庁刑事局長　金高　雅仁

1　対象事件

平成21年11月６日、広島県山県郡北広島町で認知された「広島県山県郡北広島町における女子大学生被害にかかる死体遺棄等事件」

2　捜査特別報奨金の支払の対象として指定する行為

１の事件に関する被疑者の検挙又は事件の解決に結び付く情報を７の情報の受付部署に提供すること。

3　上限額　300万円

4　支払の要件

２の行為をした者の中で、被疑者の検挙又は事件の解決への寄与の度合が大きいと警察庁刑事局長が認めた者に対して、３の金額の範囲内で、警察庁刑事局長が当該寄与の度合に応じて相当と認める金額を支払う。ただし、対象者が複数ある場合には、それぞれの寄与の度合に応じて、３の金額の範囲内で分割して支払う。

なお、その余については、民法（明治29年法律第89号）の規定による。

5　応募の期間

平成22年２月26日から平成23年２月25日まで（必着）

ただし、郵送による場合は、応募期間最終日までの消印は、有効とする。

6　支払の除外事由

次に掲げる者に対しては、捜査特別報奨金の支払は行わない。

⑴　被疑者の検挙又は事件の解決の時点で匿名であるなどのため特定できない者

⑵　警察職員及びその親族